

事務所のバリアフリー法等関係法令上の制限

関係条文

バリアフリー法、省エネ法、ビル管理法、安衛法

●事務所のバリアフリー法令上の制限

建築物に関して、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）は、建築物の構造および設備を改善するための措置を講ずることにより、高齢者等の移動上および施設の利用上の利便性および安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とするとしています（バリアフリー法1）。

事務所は、多数の者が利用する施設で高齢者等の利用も少なくありません。市役所や保健所など公共的な官公署は高齢者等も多く利用する施設です。移動上および施設の利用上施設内の構造および配置が「バリアフリー」であることは、高齢者等のみならずそこで働く者や訪れる者にとって、施設を利用するための重要な要素です。

バリアフリー法では、事務所を、多数の者が利用する施設として「特定建築物」（バリアフリー法2十六、バリアフリー令4八）に規定し、その中で、高齢者等の利用する機会も多い保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署を「特別特定建築物」（バリアフリー法2十七、バリアフリー令5八）に規定しています。

したがって、一般的な事務所は、多数の者が利用する施設として、出入口、廊下、階段などの建築物特定施設（バリアフリー法2十八、バリアフリー令6）の構造および配置に関する基準（以下「建築物移動等円滑化基準」といいます。）に適合するよう施設の整備に努めることが求められ（バリアフリー法2二・16①）、保健所、税務署などの不特定多数が利用する官公署で一定規模以上（2,000m²以上）のものを建築する場合には、建築物移動等円滑化基準に適合するよう施設を整備しなければなりません（バリアフリー法2二・14①、バリアフリー令9・10）。

地方公共団体がバリアフリー法に基づく条例を定めていることがあります、この場合、特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合義務およびバリアフリー法に基づく条例による制限の附加事項は、建築確認（建基法6）の際に適合すべき建築基準関係規定とみなされます（バリアフリー法14④）。

事務所のバリアフリー法上の制限

項目	概要	条項
法の趣旨	高齢者等の移動上と施設利用上の利便性および安全性向上の促進のための措置（整備が特に必要な建築物には一定の基準に適合することを義務付けるなど）を講ずることにより、建築物の質の向上を図るもの	バリアフリー法1
対象建物	事務所の用途に供する建築物は、特定建築物（多数の者が利用する政令で定める建築物またはその部分）に該当する。 また、事務所の用途の中で、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署については、特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する政令で定める建築物またはその部分）に該当する。	バリアフリー法2十六・十七、バリアフリー令4・5
適合努力義務	事務所の用途に供する部分の建築（新築、増築、改築、用途変更）をする者は、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	バリアフリー法16①
適合義務	事務所の用途の中で、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署は、高齢者等の利用に配慮し、床面積の合計2,000m ² 以上の当該特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。	バリアフリー法14①、バリアフリー令9

図解事務所一一

二五〇

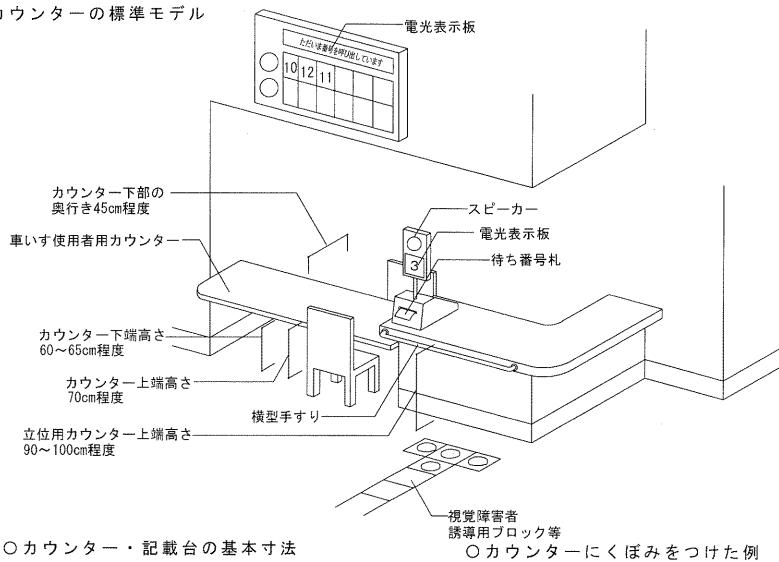
●バリアフリーの建築設計標準

国土交通省は、主に建築主や設計者等に、バリアフリー設計の考え方や基準の適用方法、優良な設計事例などを紹介するためにガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」といいます。）を示しています。すべての人に使いやすい建築物整備の考え方や建築物全体の計画のポイント、建築物の用途別の設計チェックポイント、バリアフリー対応の単位空間の設計等が盛り込まれており、具体的な設計指針となっています。

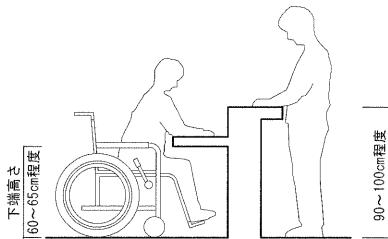
事務所に関しては、官公庁舎等のように不特定多数が訪れる施設の場合や、企業のように特定多数が利用する施設の場合があります。いずれも来客の動線計画を高齢者、障害者等にとって円滑なものにする必要があると同時に、就労者としての高齢者、障害者等にも十分な配慮が必要です。特に、保健所、税務署などの公益上必要な建築物では、車椅子使用者等が使用できる便房の設置等のほか、出入口に段差を設けない、案内や呼び出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいものにする、窓口のカウンター等について車椅子使用者へ対応できるようにする、などの配慮が必要です。

【事務所等の窓口カウンターのバリアフリー対応（「建築設計標準」より）】

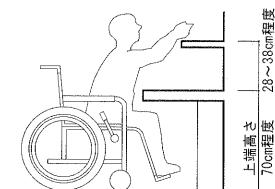
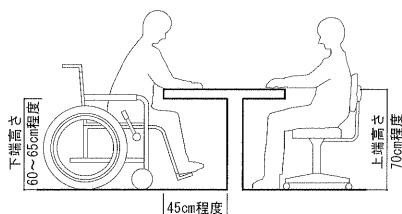
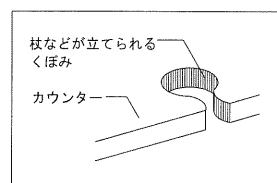
● カウンターの標準モデル



○ カウンター・記載台の基本寸法

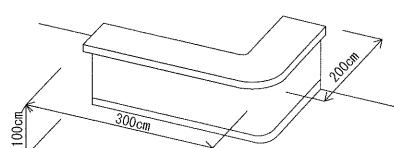


○ カウンターにくぼみをつけた例



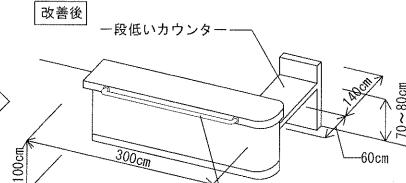
● 改善例（カウンター）

改善前



・高さが一律のカウンターの場合

改善後

・高さが2段あるカウンターに改善する
・手すりを設置する

●事務所の省エネ法、ビル管理法その他関係法令上の制限

エネルギーの使用の合理化に関する法律においては、建築物の床面積の合計が300m²以上の新築、300m²以上の増改築等の一定の行為を行う場合、建築物の外壁・窓等を通しての熱の損失の防止、空気調和設備等の省エネルギーに係る措置に関する所管行政庁への届出が必要となります（省エネ法75・75の2）。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律では、床面積の合計が3,000m²以上の事務所（ビル管理令1二）の場合には、建築物環境衛生管理基準（ビル管理法4・ビル管理令2）に従って衛生的環境の維持管理義務が生じるとともに（ビル管理法4①）、都道府県知事（保健所を設置する市または特別区にあっては市長または区長）への届出が必要になります（ビル管理法5）。

労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則は、すべての事務所に適用されます。よって床面積が3,000m²以上の事務所については、事務所衛生基準規則およびビル管理法が適用されることになります。この規則は、労働者の健康の保持のための最低基準を示したもので、労働基準監督官の指導監督を受けるものです。

事務所の省エネ法上の制限		
項目	概要	条項
法の趣旨	燃料資源の有効な利用の確保に資するため、建築物等についてのエネルギーの使用の合理化に関する措置等を講ずるもの	省エネ法1
建築主の努力義務	建築物の建築主・所有者等は、建築物の外壁・窓等を通しての熱の損失の防止および空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適確に実施し、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。	省エネ法72
	次のいずれかの行為をしようとする者（第一種特定建築主等）は、省令（※1）の定めるところにより、建築物の設計および施工に係る事項のうち必要な措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。その措置を変更しようとするときも届け出なければならない。	二五〇ノ二

	対象となる行為	必要な措置	
第一種特定建築物に係る届出	① 第一種特定建築物(※2)の新築 ② 2,000m ² 以上の改築または改築面積が建築物全体の1/2以上の改築 ③ 2,000m ² 以上の増築	当該建築物の外壁・窓等を通しての熱の損失の防止、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用のための措置	省エネ法75、省エネ令17・18・19
	直接外気に接する屋根、壁、床について、2,000m ² 以上またはその部位の全体の1/2以上の修繕・模様替え	当該建築物の外壁・窓等を通しての熱の損失の防止	
	空気調和設備の設置または省エネ令19条に定める規模の改修	当該空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置	
第二種特定建築物に係る届出	次のいずれかの行為をしようとする者（第二種特定建築主等）は、省令(※1)の定めるところにより、建築物の設計および施工に係る事項のうち必要な措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。その措置を変更しようとするときも届け出なければならない。		省エネ法75の2、省エネ令20の2
備 考	(※1) エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令（H15国交通令15） (※2) 床面積の合計が2,000m ² 以上の建築物を「第一種特定建築物」、300m ² 以上2,000m ² 未満の建築物を「第二種特定建築物」という。		

(※3) 省エネ法73条1項の規定に基づく、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」が、平成24年の低炭素化法の制定・施行に伴い、廃止され、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準の他に、一次エネルギー消費量に関する基準が新たに設けられています（H25・1・31経産・国交通告1、本書第1　はじめに「省エネ法の概要」の項参照）。

事務所のビル管理法上の制限		
項目	概要	条項
法の趣旨	多数の者が使用し、または利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項を定め、建築物の衛生的な環境の確保を図るもの	ビル管理法1
対象建築物	事務所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² 以上のものは、特定建築物（多数の者が使用し、または利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして定める施設）に該当する。	ビル管理法2、ビル管理令1
建築物環境衛生管理基準	建築物の空気環境の調整、給水および排水の管理ならびに清掃およびねずみ、その他厚生労働省令に定める動物の防除に関する基準	ビル管理法4、ビル管理令2
維持管理義務	特定建築物の所有者、占有者その他の者でその建築物の維持管理に権原を有する者は、上記の建築物環境衛生管理基準（ビル管理令2）に従つて維持管理しなければならない。	ビル管理法4
届出義務	特定建築物の所有者等は、厚生労働省令に定める所定の事項を都道府県知事（保健所を設置する市または特別区にあっては、市長または区長。）に届け出なければならない。	ビル管理法5

事務所の労働安全衛生法上の制限

項目	内 容			条項
法の趣旨	職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するもの			安衛法 1
	事務作業を行う室は、労働者一人当たりの気積、換気、温度等について「事務所衛生基準規則」で定められた基準を満足しなければならない。以下に、同規則の基準の一部を掲載する。			
	気 積	10m ³ /人以上とすること	定員により計算	
衛生基準規則	窓その他の開口部	最大開放部分の面積≥常時床面積×1/20	1/20未満のときは換気設備を設けること。	
	便 所	区分 男性用 女性用 便 池 手洗い設備	男性用と女性用に分けること。 大便所 60人以内ごとに1個以上設置 小便所 30人以内ごとに1個以上設置 20人以内ごとに1個以上設置 汚物が土中に浸透しない構造とすること。 流出する清浄な水を十分に供給すること。	事務所衛生基準規則 2・3・17・18 清潔に保ち、汚物を適当に処理すること。
事務所衛生基準規則とビル管理法の適用区分	洗 面	洗面設備を設けること。		
条件		適用		
事務所の延べ面積<3,000m ²		事務所衛生基準規則が適用される。		
事務所の延べ面積≥3,000m ²		事務所衛生基準規則およびビル管理法が適用される。		

病院、診療所および助産所の施設構造基準

関係条文

医療法

●医療法等による施設構造基準

病院、診療所および助産所（以下「病院等」といいます。）に関しては、建築関係法令（建築基準関係規定）の他に、医療法および同法施行令ならびに同法に基づく条例によって、施設の構造や設備に関する基準が定められています。

医療法においては 病院、診療所または助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上および保安上安全と認められるようなものでなければならない（医療法20）と規定しています。

病院等を計画・設計する場合は、建築基準関係規定に適合させるとともに、医療法令に定める構造設備の基準等にも適合することが必要です。また、厚生労働省令ならびに同項の規定に基づく都道府県条例にも、施設の構造設備に関する規定等が設けられているので、それらについても十分な調査が必要です（医療法21）。

医療法による病院等の設置基準

対象施設	構造基準等		条項
病院の施設設置基準	病院が設けなければならない施設	①各科専門の診察室、②手術室、③処置室、④臨床検査施設、⑤エックス線装置、⑥調剤所、⑦消毒施設（消毒施設を有する病院のみ。）、⑧給食施設、⑨洗濯施設（消毒施設を有する病院のみ。）、⑩分べん室および新生児の入浴施設（産婦人科および産科を有する病院のみ。）、⑪機能訓練室（療養病床を有する病院のみ。）、⑫談話室、食堂および浴室（療養病床を有する病院のみ。）、その他都道府県の条例（※）で定める施設 （⑧の給食施設は、調理業務または洗浄業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる。）	医療法21 22 の2、医療則20 21・22の 4 22の4

病院の施設設置基準	<p>(※) 病院の施設およびその構造設備に係るもので 都道府県が条例を定めるにあたって参考すべき ものは、次のとおり（医療則21）。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 消毒施設および洗濯施設（繊維製品の滅菌消 毒の業務または寝具類の洗濯の業務を委託する 場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気、ガスもしくは薬品を用いまたはその他の 方法により入院患者および職員の被服、寝具等 の消毒を行うことができるものでなければならない (消毒施設を有する病院に限る。) b 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族 が談話を楽しめる広さを有しなければなら ない。 c 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内 法による測定で、療養病床の入院患者1人につ き1m²以上の広さを有しなければなら ない。 d 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身 体の不自由な者が入浴するのに適したものでな ければならない。 		
	<p>地域医療支援 病院（医療法 4）が設けな ければなら ない施設</p>		<p>上記①～⑪の施設の他に以下の施設を設ける。 ⑫集中治療室、⑬化学、細菌および病理の検査施設、 ⑭病理解剖室、⑮研究室、⑯講義室、⑰図書室、⑲ 救急用または患者輸送用自動車および医薬品情報管 理室（医薬品に関する情報の収集、分類、評価およ び提供を行うための室）</p>
	<p>特定機能病院 (医療法4の2) が設けなけれ ばなら ない施 設</p>		<p>上記①～⑪の施設の他に以下の施設を設ける。 ⑫無菌状態の維持された病室および医薬品情報管 理室</p>
	精神病床	病院の病床のうち、精神疾患有する者 を入院させるためのもの	医療法 7 ②一

医療法 21
・ 22・22
の 2、 医
療則 20・
21・21の
4・22・
22の 4

図解事務所九

病院または診療所の構造設備の基準	病室	病室の区分	感染症病床	病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律6条2項に規定する1類感染症、同条3項に規定する2類感染症（結核を除く。）、同条7項に規定する新型インフルエンザ等感染症および8項に規定する指定感染症（同法7条の規定により同法19条または20条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法8条（同法7条において準用する場合を含む。）の規定により1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ感染症または指定感染症の患者とみなされる者を含む。）ならびに同法6条9項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのもの	医療法7 ②二		
			結核病床	病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのもの	医療法7 ②三		
			療養病床	病院または診療所の病床のうち、上記に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの	医療法7 ②四		
			一般病床	病院または診療所の病床のうち、上記に掲げる病床以外のもの	医療法7 ②五		
			病室は地階または3階以上に設けないこと。ただし、放射線治療病室にあっては地階に、主要構造部を耐火構造とする場合は、3階以上に設けることができる。 療養病床に係る一の病室の病床数≤4以下				
			一般病床および診療所の療養病床	病室床面積 $\geq 6.4m^2 / 1$ 患者あたり			
			上記	患者1人を入院させるもの	病室床面積 $\geq 6.3m^2 / 1$ 患者あたり		

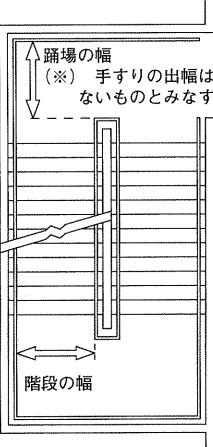
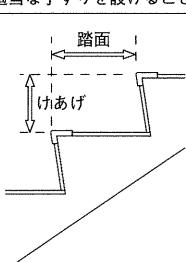
病院または診療所の構造設備の基準	病室床面積(内法)	以外	患者2人以上を入院させるもの	病室床面積 $\geq 4.3m^2 / 1$ 患者あたり
		小児だけを収容する病室		
		病室床面積 \geq 一般病床の床面積 $\times 2 / 3$ ただし、一の病室の床面積 $> 6.3m^2$		
		精神病室の設備については患者の保護のために必要な方法を講ずること。		
	感染症病室および結核病室には、病院または診療所の他の部分および外部に対して感染予防のためにしゃ断その他必要な方法を講ずること。			
	直通階段	数	2階以上の階に病室を有するものにあっては、患者の使用する屋内の直通階段を2以上設けること。 ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ $50m^2$ （主要構造部が耐火構造であるか、または不燃材料で造られている建築物にあっては $100m^2$ 以下）のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を1とすることができる。	
			階段・踊場の幅（内法） $\geq 1.2m$	
		構造	けあげ $\leq 0.2m$	
			踏面 $\geq 0.24m$	
			適当な手すりを設けること。	
		ただし、直通階段の構造において、上記の階段・踊場の幅、けあげ、踏面、手すりについての規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所または9人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。		

医療則16

図解事務所九

七七六

病院または診療所の構造設備の基準

【病院・診療所の階段の規定】									
避難階段の設置	 <table border="1"> <tr> <td>病院・診療所</td> </tr> <tr> <td>階段および踏場の幅 1.2m以上</td> </tr> <tr> <td>手すりの出幅は10cmを限度としているものとみなす。</td> </tr> <tr> <td>けあげ 0.2m以下</td> </tr> <tr> <td>踏面 0.24m以上</td> </tr> <tr> <td>適当な手すりを設けること。</td> </tr> </table> 			病院・診療所	階段および踏場の幅 1.2m以上	手すりの出幅は10cmを限度としているものとみなす。	けあげ 0.2m以下	踏面 0.24m以上	適当な手すりを設けること。
病院・診療所									
階段および踏場の幅 1.2m以上									
手すりの出幅は10cmを限度としているものとみなす。									
けあげ 0.2m以下									
踏面 0.24m以上									
適当な手すりを設けること。									
<p>3階以上の階に病室を有するものにあっては、避難に支障がないように、避難階段を2以上設けること。 ただし、直通階段のうちの1または2を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。</p>									
廊下の幅	病室の種類		片側居室						
	一般病棟	新 設	1.8m以上						
		既 設	1.2m以上						
	療養および精神病棟	新 設	1.8m以上						
		既 設	1.2m以上						
	病棟以外	新 設	1.8m以上						
		既設および診療所	1.2m以上						
<p>ただし、廊下の幅の適用除外規定（病院・診療所の廊下の幅の規定）は、患者の収容施設を有しない診療所または患者9人以下の収容施設を有する診療所（療養病床を有する診療</p>									

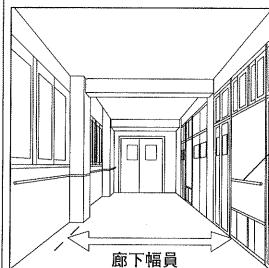
医療則 16
 · 附則 51
 · 改正附則 (H 13 厚労令 8)

病院または診療所の構造設備の基準

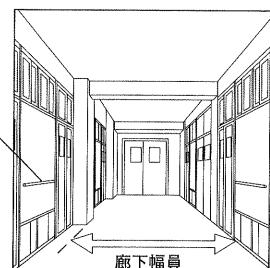
所を除く。)には適用しない。

【病院・診療所の廊下の規定】

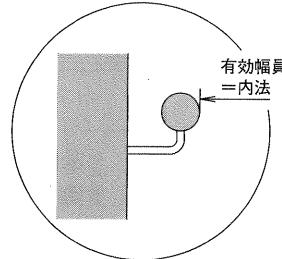
片側居室



両側居室



(※) 手すりを設置する場合は、手すりの内法が有効幅員となる。



医療則 16
・附則 51
・改正附則 (H 13 厚労令 8)

図解事務所九

消毒施設等	感染症病室または結核病室を有する病院または診療所には、必要な消毒設備を設けること。	
防塵設備等	歯科技工室には防塵設備その他必要な設備を設けること。	
調剤所	構造設備	採光および換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。
		冷暗所を設けること。
		感量10mgのてんびんおよび500mgの上皿てんびんその他調剤に必要な器具を備えること。
その他	火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。	
	消火用の機械または器具を備えること。	

助産所の構造設備	入所室	地階または3階以上の階には設けないこと。 ただし、主要構造部を耐火構造とする場合を除く。		
		床面積 (内法)	一母子を入所させるもの	6.3m ² 以上
			二母子以上を入所させるもの (一母子につき)	4.3m ² 以上
	直通階段の設置	2階以上に入所室を有するものにあっては屋内の直通階段を設けること。		
	避難階段の設置	3階以上に入所室を有するものにあっては、避難階段を2以上設けること。		
	分べん室	入所施設を有する助産所にあっては、床面積9m ² 以上の分べん室を設けること。		
	その他	火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。 消火用の機械または器具を備えること。		
その他 (病院の施設)	① 各科専門の診療室については、1人の医師が同時に2以上の診療科の診療にあたる場合、その他特別の事情がある場合には、同一の室を使用することができる。 ② 手術室は、なるべく準備室を附設し、じんあいの入らぬよう、その内壁を全部、不浸透質のもので覆い、適當な暖房、照明、清潔な手洗の設備を有すること。 ③ 処置室は、なるべく診療科ごとにこれを設けることとするが、場合により2以上の診療科につきこれを兼用しましたは診察室と兼用することができる。 ④ 給食施設は、入院患者のすべてに給食できる施設とし、調理室の床は、耐水材料をもって洗浄・排水清掃に便利な構造とする。 ⑤ 臨床検査施設は、喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできるものでなければならない。 ⑥ 療養病床を有する病院の1以上の機能訓練室は、内法による測定で40m ² 以上の床面積を有し、必要な器械および器具を備えなければならない。			

医療則17

医療則20
· 21

その他
(病院の
施設)

- ⑦ 病院の施設およびその構造設備に係るもので都道府県が条例を定めるにあたって参酌すべきものは次のとおり。
- a 消毒施設および洗濯施設（繊維製品の滅菌消毒の業務または寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）蒸気、ガスもしくは薬品を用いまたはその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならない（消毒施設を有する病院に限る。）。
 - b 談話室（療養病床を有する病院に限る。）療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。
 - c 食堂（療養病床を有する病院に限る。）内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1m²以上の広さを有しなければならない。
 - d 浴室（療養病床を有する病院に限る。）身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- ⑧ 療養病床を有する診療所の施設およびその構造設備に係るもので、都道府県が条例を定めるにあたって参酌すべきものは、⑦のb、c、dとする。

医療則20
21

図解事務所一四・一五

七八〇

●参考：東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例

医療法の規定に基づき、病院および診療所の施設等の基準は、都道府県の条例で定めることとされています。東京都においては、「東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例」(平24・12・13条例141)が定められています。

この条例は、国の基準である「医療法施行規則」(昭23・11・5厚令50)に従い定める条項や参酌し定める条項で構成されていますので、本項で紹介した国の基準とほぼ同様の内容となっています。